

(案)

## 富士山観光エコシステムに関する調査及び将来ビジョン策定業務委託仕様書

### 1 業務名

富士山観光エコシステムに関する調査及び将来ビジョン策定業務

### 2 業務の目的

世界文化遺産である富士山を核として、様々なステークホルダーとの共通認識をつくりながら、富士北麓地域（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の6市町村を指す。以下同じ。）の交通体系を含めた観光関連産業が協働し、持続的な価値を生み出す仕組み（エコシステム）と、それが機能することで実現する地域のあるべき姿（将来ビジョン）を描くことを目的とする。

### 3 委託期間

本委託契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 背景・経緯等の整理

ア 富士北麓地域の、相当程度の過去から今日に至るまでの歴史的経過等を整理すること。なお、整理に当たっては、観光、産業、交通の分野等、地域を幅広く捉えて行うこと。

イ アを踏まえ、富士山観光エコシステムビジョンを策定する意義等について整理すること。

#### (2) 現状把握・課題設定

ア 富士北麓地域の特性を踏まえた将来ビジョンに必要な情報等の調査を行い、地域を取り巻く現状を的確に把握すること。その際は、住民や地元の関係業界等の意見を適切に収集すること。

イ 調査は、観光、産業、交通の分野を中心に行うこと。

ウ 調査は、富士北麓地域との関連性から必要である場合、富士北麓地域以外の地域についても行うこと。

エ 調査の実施に当たっては、具体的な時期・手法等について山梨県と協議の上、決定すること。なお、様々な関係者へのヒアリングを行う等、効果的な業務の遂行に努めること。

オ 調査では、政府統計ほか公表されているデータ、富士北麓地域の自治体の総合計画、観光推進計画、その他本業務に関係する計画及び各種調査等についても調査・把握すること。

カ 調査の結果を踏まえ、富士北麓地域の課題を整理・設定すること。

キ 調査の結果を踏まえ、富士北麓地域が持つ可能性（強み及び弱み等）の把握・整理及び地域経済、交通、観光動態等の将来予測を行うこと。

(案)

(3) 将来ビジョン策定

- ア (1) 及び (2) により得られた調査・分析・検討の結果を踏まえ、目標年を2050年とした、富士山を核とする富士山観光エコシステムの将来ビジョン策定を行うこと。
- イ 将来ビジョンでは、富士北麓地域を中心とした交通体系のあるべき姿についても論じること。
- ウ 将来ビジョンの策定にあたっては、県民にとって共感しやすく分かりやすい内容・表現となるよう努めること。

(4) その他

- ア (1) から (3) に付随する業務を行うこと。
- イ 本委託業務の実施にあたっては、初めに山梨県と協議の上、本委託業務全体の実施計画を策定すること。
- ウ 本委託業務の進捗状況などについて、山梨県と情報共有を密に図ること。

5 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、次に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 中間報告

- 【提出物】**
- ①中間報告書
  - ②中間報告書（概要版）
  - ③その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）
- ※図書の体裁：A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

- 【納品方法】**
- ①紙媒体 中間報告書 カラー版5部（簡易製本可）
  - ②電子媒体 ドキュメント類を格納したDVD-R等 1部
- ※ファイル形式：PDF形式及び山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）とする。

**【納期】** 令和6年9月30日（月）

(2) 将来ビジョン・業務完了報告書

- 【提出物】**
- ①将来ビジョン
  - ②将来ビジョン（概要版）
  - ③業務完了報告書
  - ④その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）
- ※図書の体裁：A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

(案)

- 【納品方法】 ①紙媒体 将来ビジョン カラー版5部（簡易製本可）  
②電子媒体 ドキュメント類を格納したDVD-R等 1部  
※ファイル形式：PDF形式及び山梨県のパソコン  
で処理でき、データ編集が可能な  
形式（ワード、エクセル、パワーポ  
イント等）とする。

【納期】 令和6年12月27日（金）

6 業務実施上の留意事項

- (1) 委託業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託業務を実施するに当たっては、山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 山梨県に対し、状況に応じて委託業務の進捗状況を報告するとともに、必要の都度、業務の推進に必要な打合せや会議等を行うこと。
- (4) 委託業務の完了前に事故や業務遂行上の課題等が発生した場合には、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策を山梨県に報告し、応急措置を加えたのち、書面により報告すること。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については、山梨県に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (6) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (7) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ山梨県に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

7 その他

本仕様書について疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と受託者が協議してこれを定めるものとする。

※本仕様書は、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。